

## 相続人等の貢献に応じた遺産分割を実現するための方策

## 第1 配偶者の貢献に応じた遺産分割を実現するための方策

## 【甲案】

- 次の計算式（ $a + b$ ）により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分額（ただし、現行の寄与分については考慮しない。）を超える場合には、その超過額〔のうち裁判所が相当と認める額〕を配偶者の寄与分とする（注1）。

（計算式）

$$a = (\text{婚姻後増加額}) \times 2 \text{分の} 1$$

$$b = (\text{遺産分割の対象財産の総額} - a) \times (\text{法定相続分より低い割合}) \quad (\text{注} 2)$$

$$= \{ (\text{婚姻後増加額} \times 2 \text{分の} 1) + (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \} \times (\text{法定相続分より低い割合})$$

$a + b$

$$= \text{婚姻後増加額} \times 2 \text{分の} 1 + \{ (\text{婚姻後増加額} \times 2 \text{分の} 1) + (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \} \times (\text{法定相続分より低い割合})$$

$$= (\text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より高い割合}) \quad (\text{注} 3) + (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より低い割合})$$

$$\text{婚姻後増加額} = x - (y + z)$$

$x$  = 被相続人が相続開始時に有していた純資産の額

$y$  = 被相続人が婚姻時に有していた純資産の額

$z$  = 被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額（注4）

$$\text{純資産の額} = \text{積極財産の額} - \text{消極財産の額}$$

（注1）寄与分を求める手続や寄与分が認められた場合の効果等については、現行の寄与分と同様とする。

（注2）例えば、配偶者が子と共に相続する場合には、3分の1とすること等が考えられる。

（注3）例えば、注2の割合を前提とすると、ここでの「法定相続分より高い割合」は、3分の2（ $= 2 \text{分の} 1 + 2 \text{分の} 1 \times 3 \text{分の} 1$ ）となる。

（注4）ここで、「相続によって取得した財産の額」とは、被相続人が相続によって取得した積極財産の額から被相続人が承継した相続債務の額を控除した額をいう。

## 【乙1案】

- ① 婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に、その夫婦が配偶者の法定相続分を引き上げる旨の合意をし、これを法定の方式により届け出たときは、民法第900条の規定にかかわらず、相続人の法定相続分は、次のとおりとする。
  - ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は3分の2とし、子の相続分は3分の1とする。
  - イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の3とし、直系尊属の相続分は4分の1とする。
  - ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は5分の4とし、兄弟姉妹の相続分は5分の1とする（注）。
- ② ①の届出がされた場合において、当該夫婦が法定の方式によりその届出を撤回する旨の届出をしたときは、①の届出は、その効力を失う。

（注）配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る。

## 【乙2案】

- ① 被相続人が法定の方式により配偶者の法定相続分を引き上げる旨の届出をした場合において、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に相続が開始したときは、民法第900条の規定にかかわらず、相続人の法定相続分は、次のとおりとする。
  - ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は3分の2とし、子の相続分は3分の1とする。
  - イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の3とし、直系尊属の相続分は4分の1とする。
  - ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は5分の4とし、兄弟姉妹の相続分は5分の1とする（注）。
- ② ①の届出がされた場合において、その届出をした配偶者が法定の方式によりその届出を撤回する旨の届出をしたときは、①の届出は、その効力を失う。

（注）配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る。

### （補足説明）

#### 1 【甲案】について

##### (1) 部会資料3からの変更点

甲案は、部会資料3の第1・4の考え方（以下「前回案」という。）を前提としつつ、第3回部会で指摘された問題点を踏まえ、紛争の複雑化、長期

化を避ける観点から、更に一定の修正を加えたものである。

前回案については、第3回部会において、㊦前回案の配偶者加算額と現行の寄与分との関係や遺留分制度に与える影響等についても整理・検討する必要がある、㊧前回案では、例えば、実質的夫婦共有財産と固有財産の両方を原資として取得した財産や、退職金請求権のように、婚姻前の労働の対価と婚姻中の労働の対価の両方が含まれ得る財産など、実質的夫婦共有財産と固有財産の両方の性質を含む財産をどのように扱うべきかといった困難な問題が生ずる、㊨前回案は、配偶者の実質的貢献の程度を具体的に考慮するといいつながら、紛争の複雑化を避けるために実際にはかなり割り切った考え方を採っているため、必ずしも配偶者の実質的貢献に応じた分配とはいえず、事案によってはかえって相続人間の公平を害する場合が生じ得るとの指摘等がされたところである。

そこで、甲案では、まず、㊦の指摘を踏まえ、配偶者の具体的相続分に加算される部分の法的性質を配偶者固有の寄与分(以下「配偶者寄与分」という。)と整理し、現行の寄与分の特則と位置づけているが、これは、以下の点を考慮したものである。すなわち、現行の寄与分は、「特別の寄与」が要件とされており、配偶者に寄与分を認めるためには、配偶者として通常期待される程度を超える貢献があったことが必要となるため、配偶者が通常期待される程度の貢献しかしていない場合には、婚姻後にどれだけ財産が増加しても寄与分は認められないことになる。しかし、離婚における財産分与では、婚姻後に一方の配偶者の財産が増加した場合には、他方配偶者が通常期待される程度の貢献しかしていない場合であっても、その増加額に応じて分与の額が増えるのが通常であることや、配偶者の場合には、他の相続人とは異なり、極めて長期にわたって被相続人と共同生活を営むことも想定されること等を考慮すると、配偶者が通常期待される程度の貢献しかしていない場合であっても、婚姻後の増加額が相続財産の総額の大半を占めるような事案では、その貢献を考慮して配偶者に寄与分を認めることにも一定の合理性があるものと考えられる。そこで、甲案では、現行の寄与分とは別に、配偶者のみを対象とする寄与分の特則を設けることとしたものである。

次に、甲案では、㊧で指摘された困難な問題を回避する観点から、婚姻時の固有財産の価額や、相続及び贈与によって取得した財産の価額についてはこれを固定し、これらの財産の価値がその後相続開始時までの間にどのように変容したかという点は考慮しないこととし(もつとも、後記(2)のとおり、その間の物価変動だけは考慮することが考えられる。)、この点でも、離婚における財産分与で行われている算定方法を相当程度簡易化している。

このような考え方を採用すると、前回案の「実質的夫婦共有財産」の額は、基本的には、「婚姻成立後相続開始時までの間に増加した財産の額」(婚姻後増加額)に置き換わることになるが、甲案では、婚姻後増加額に「相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額」は含めないこととしている。これ

は、被相続人が相続、遺贈又は贈与によって取得した財産は、定型的に配偶者の貢献によらずに取得したものと評価できること等を考慮したものである。このように、甲案は、遺産を実質的夫婦共有財産と固有財産に分け、その属性に応じて配偶者の取得割合を変えるという前回案の考え方を修正し、前回案の「実質的夫婦共有財産の額」に相当するものとして、新たに「婚姻後増加額」という概念を用いることとしたものである。

また、このような考え方を採る場合には、被相続人の債務額を考慮するかどうかは別途問題となるが、第3回部会では、被相続人の債務額を考慮しないと、実質的夫婦共有財産の取得原資の大半が借入資金であるような事案では、配偶者の相続分が実際の貢献よりも過大なものとなり、かえって実質的公平を害する場合が生ずること、相続債権者にとっても、配偶者以外の相続人が取得する積極財産がその承継する債務に比して減少することになり、相続債権者の利益が害されるおそれがあること等の指摘がされた。

そこで、甲案では、これらの指摘を踏まえ、配偶者寄与分の算定に当たり、相続開始時と婚姻時の両時点における純資産額（積極財産－債務）の差額を婚姻後増加額とするなど、一定の範囲で被相続人の債務額を考慮することとしている。

他方、甲案は、紛争の複雑化、長期化を避ける観点から、前回案よりもさらに割り切った考え方を採っているため、前記⑦の問題点は解消されていないが、紛争の複雑化、長期化の回避という要請と個別具体的事案における結果の妥当性の確保という要請は両立し難い関係にあるため、この両者をもとに解決することは困難であると考えられる。

なお、第3回部会では、事業用の財産を他の財産と区別して考えるべきではないかとの指摘がされたが、事業用の財産又は事業に起因する債務に当たるか否かの判断は必ずしも容易ではなく、この点をめぐって紛争が複雑化・長期化するおそれもあること等を踏まえ、事業用の財産の形成・維持に関する相続人の貢献は、これまでどおり、寄与分制度で対応することとし、この点について特別の取扱いをすることとはしていない。

## (2) 財産の評価について

前記のとおり、甲案では、婚姻後増加額を基準に配偶者寄与分の額を算定することとし、被相続人の固有財産がその後売却等によって財産の性質を変えた場合に、その価値が残存しているかどうかといった点は考慮しないことを明確にしているが、婚姻成立時から相続開始時までの期間が相当長期に及ぶことも想定されることから、その間の物価変動だけは考慮すること（婚姻成立時に存在した財産や相続によって取得した財産の価値を現在価値に引き直すこと）が考えられる。

また、甲案が前回案よりもさらに割り切った考え方を採っていることに加え、遺産分割の審判手続において、「y」及び「z」の価額（とりわけ、婚姻期間が長期に及ぶ場合の婚姻時における純資産額）を証明することが困難な

事案も想定されること等を考慮すると、配偶者寄与分の額は、一律に前記計算式によって算出された額とするのではなく、この額を上限としつつ、「裁判所が相当と認める額」とすることも考えられる。

### (3) 現行の寄与分の主張との関係について

前回案では、紛争の複雑化、長期化を避ける観点から、配偶者が配偶者加算額の主張をする場合には寄与分（民法第904条の2）の主張をすることができないこととしていた。この点について、第3回会議では、理論的には配偶者加算額による加算を認めた場合でも、なお寄与分の主張が認められる場合もあり得るところであり、前記理由だけで、一方の主張を排斥することの合理性については疑問があるとの指摘等がされたところである。

また、甲案は、配偶者が通常期待される程度の貢献しかしていない場合にも、一定の場合には寄与分を認めるものであり、その要件を充足しつつ、さらに被相続人の財産の維持又は増加について「特別の寄与」がある場合も想定されることから、甲案においても、主張制限を設けることには同様の問題があるものと考えられる。

これらの点を踏まえ、甲案では、前回案のような主張制限は設けないこととしている。

## 2 乙1案について

### (1) 基本的な考え方

乙1案は、婚姻成立の日から一定の年数を経過した後に、その夫婦の間で法定相続分を引き上げる旨の合意があり、法定の方式によりその旨の届出がされた場合には、その合意に基づき配偶者の法定相続分を引き上げることを認めるものである（もっとも、法定相続分の割合を自由に定めることを認めるものではなく、引上げ後の割合は法定することとしている。）。

一般に、婚姻期間が長期に及ぶ場合には、一方の配偶者の財産形成について他方配偶者の寄与の程度が高い場合が多く、また、相続開始の時点で配偶者がともに高齢となっており、その生活保障を図る必要性が高い場合が多いと考えられる。このような場合にも一律に現行の法定相続分を適用することについては、離婚に伴う財産分与の場合と比較して不均衡な結果になるとの指摘がされている。すなわち、配偶者が子と共に相続人になる場合には、配偶者の法定相続分は2分の1となるが、例えば、婚姻期間が長期に及び、相続財産のほとんどが婚姻後に形成されたものである場合には、相続における配偶者の取り分が離婚に伴う財産分与の場合とほとんど変わらないことになり、結果的に配偶者の生活保障という要素が十分に考慮されていないことになるとの指摘がされている（注）。

これらの指摘を踏まえると、婚姻成立の日から一定の年数が経過した場合には、一律に配偶者の法定相続分を引き上げるという方策を講ずることが考えられる。

もっとも、このような方策を採り、一定の年数の経過によって当然に法定

相続分が変動することになると、例えば、婚姻関係が実質的に破綻しているのに、形式的に婚姻関係を継続し、その夫婦の別居期間が長期に及んでいる場合など、被相続人の財産形成に対する配偶者の貢献の程度が低い事案においても、一律に引き上げられた法定相続分が適用されることとなり、かえって相続人間の公平を損ない、財産分与の場合との整合性を欠く結果となるおそれがある。昭和55年の相続法改正の際には、配偶者の法定相続分を一律に引き上げるという方策のほか、子の数及び年齢、婚姻期間、遺産の額等に応じて配偶者の法定相続分を変動させるという考え方が検討されたが、婚姻期間に応じて法定相続分を変動させることについては、同様の問題点の指摘がされたところである。また、このような考え方については、このほかにも、複数の項目を考慮することに伴い、配偶者の法定相続分について多数の組合せが生ずることとなって、法律関係が非常に複雑になるなどの問題点が指摘され、採用されなかったという経緯がある。

そこで、乙1案では、配偶者の法定相続分を変動させる際の考慮要素を婚姻期間だけに絞った上で、形式的に婚姻期間だけで法定相続分を変動させることによって生ずる前記問題点を回避する観点から、①の婚姻期間経過後に法定相続分の引上げにつき夫婦間の合意があったことを要件としたものである。すなわち、乙1案では、夫婦間の合意に、①の婚姻期間が形式的なものではなく、夫婦のいずれにおいても引上げ後の法定相続分に見合う貢献があったことを相互に承認する意味合いを持たせている。

なお、現行法の下でも、遺言（相続分の指定）によって配偶者の法定相続分を修正することは可能であるが、乙1案は、夫婦の合意を要件とすることにより、一方配偶者の単独の意思表示による撤回を認めていない点、相続債権者との関係を含め、相続債務の承継割合が引上げ後の法定相続分になる点において、相続分の指定とは異なるものである。

（注）配偶者の相続権と離婚における財産分与の趣旨ないし根拠については、一般に、そのいずれについても配偶者の潜在的持分の清算とその生活保障が挙げられるが、配偶者の生活保障の程度については、離婚の場合には、離婚解消後の比較的短期間の生活保障が念頭に置かれているものと考えられるのに対し、相続の場合にはそれよりも長期間の生活保障が念頭に置かれているものと考えられ、一般的には、相続の場合の方が離婚の場合よりもより手厚い保護が必要になるものと考えられる。

## (2) 婚姻期間について

①の婚姻期間をどの程度とすべきかについては、様々な考え方があり得るが、乙1案では、これを20年とする考え方のほか、30年とする考え方を併記している。

婚姻期間が長期にわたる場合に、配偶者の地位を評価し、その生活を保護しようとする方策は、贈与税の配偶者控除制度においても見られるが（相続税法第21条の6第1項参照）、同制度では、婚姻期間が20年以上の場合について特例を設けている。

また、平成26年人口動態統計（厚生労働省）によれば、平均初婚年齢は夫31.1歳、妻29.4歳となっている。他方、平成26年分の民間給与実態統計調査（国税庁）によれば、年齢階層別の平均給与について、女性は年齢による較差はあまり顕著ではないが、男性では50～54歳の階層が最も高くなっている。さらに、平成26年就労条件総合調査（厚生労働省）における定年制に関する調査結果によれば、定年制を定めている企業の割合は93.8パーセントであり、そのうち一律に定年制を定めている企業の割合は98.9パーセント、一律に定年制を定めている企業のうち60歳を定年年齢とする企業の割合は81.8パーセントとなっている。これらの調査結果を踏まえると、概ね婚姻後20年から30年までの間が夫婦の財産形成における中心的な時期であると考えられる。

乙1案は、これらの点を考慮して、①の婚姻期間を20年〔又は30年〕としたものである。

この点について、どのように考えるか。

### (3) 合意の法的性質等

乙1案における夫婦間の合意は、当該夫婦の一方の死亡によって開始される相続において、配偶者の法定相続分を引き上げる効力を生じさせるものであり、契約的な要素を含むものである。このため、乙1案では、一旦夫婦間の合意に基づき、配偶者の法定相続分を引き上げる旨の届出がされた以上、これを夫婦の一方の意思表示により撤回することは認めないこととし、その撤回をするには、当該夫婦の合意を要することとしている。この点では、夫婦間の契約は、婚姻中、いつでもこれを取り消すことができるとする民法第754条の特則を定めたものとみることも可能であると思われる。同条については、規定の合理性に疑問があるとしてこれを削除すべきであるとの意見が強いが、その点の当否はとりあえず措くとして、少なくとも、乙1案における合意は、法定相続分の変更という相続債権者等の第三者の利害に関わる事項を内容とするもので、当然に当該夫婦が処分できる性質のものではない点で、同条が予定している契約とはその性質が異なるものと考えられ、同条を維持したままその特則を設けることについても合理的な説明が可能であると考えられる。

このような規律にした場合には、法定相続分引上げの届出がされた後、一方の配偶者が遺言（相続分の指定等）によって他方の配偶者の相続分を修正することを認めるかどうかも問題となるが、乙1案は、あくまでも「法定相続分の引上げ」という効果を認めることを意図したものであり、前記届出にそれを超える強い拘束力を認めることまでは想定していない。したがって、配偶者は、法定相続分引上げの届出をした後も、遺言によってこれを修正することができるが、ただ、配偶者の法定相続分が引き上げられたことに伴って配偶者の遺留分は増えることになるため、その限度で被相続人が自由に処分できる財産の範囲が縮小されることになる。

また、乙1案では、法定相続分引上げの届出がされた場合には、相続債務についても引上げ後の法定相続分によって承継することとしていることから、相続債権者など法定相続分の変動について利害関係を有する者を保護するために、前記届出がされた場合には、これを戸籍に記載するなど、届出の有無を明らかにする手段を講ずる必要があるものと考えられる。

#### (4) 引上げ後の法定相続分について

乙1案では、引き上げ後の配偶者の法定相続分について、子と共に相続する場合は3分の2、直系尊属と共に相続する場合は4分の3、兄弟姉妹と共に相続する場合は5分の4とすることとしている。もっとも、婚姻期間が長期にわたる場合には、遺産の形成に対する配偶者の貢献の程度が大きく、その後の生活保障の要請が強い場合も多いと考えられることから、(注)に記載したとおり、配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る。

この点についてどのように考えるか。

### 3 乙2案について

#### (1) 基本的な考え方

乙2案は、被相続人が法定の方式により配偶者の法定相続分を引き上げる旨の届出をしたこと、その婚姻時から一定の年数を経過した後に相続が開始されたことを要件として、配偶者の法定相続分の引上げを認めるものである。すなわち、乙2案は、配偶者の法定相続分の引上げの要件として夫婦間の合意までは要件とせず、被相続人の単独の意思表示で足りるとするものである。

また、乙1案では、実質的には婚姻関係が破綻しているにもかかわらず、形式的にこれが継続しているような事案について、法定相続分引上げの効果が生じないようにするため、法定の期間経過後にその夫婦間での合意があったことを要件としていたが、乙2案では、後記(2)のとおり、法定の期間経過後でも単独の意思表示によって届出を撤回することができることによつて、前記の問題に対応することとしている。なお、法定の期間が経過した時点では、既に被相続人がかなり高齢になっている場合も少なくないと考えられ、意思能力に問題がないうちにあらかじめ意思表示をしておきたいというニーズも一定程度あり得ること等を考慮し、乙2案では、乙1案とは異なり、届出時期について特段の制限を設けていない(婚姻後であれば足りる。)

もっとも、このような規律にすると、被相続人による法定相続分の引上げの届出は、その効果において遺言による相続分の指定と極めて類似することになるため、その存在意義が問題となるが、乙2案は、法定の方式による届出のみで足り、遺言によるよりも簡易な方法で法定相続分の修正が可能となること、相続債権者との関係を含め、相続債務の承継割合が引上げ後の法定相続分になることの2点において、相続分の指定とは異なる意義を有することになる。

#### (2) 配偶者の法定相続分を引き上げる旨の意思表示について



前記のとおり、乙2案では、被相続人の単独の意思表示で法定相続分引上げの効果が生ずることとしているため、その撤回についても、遺言の撤回(民法第1022条)と同様、被相続人の単独の意思表示でこれを認めることとしている。

また、乙2案でも、法定相続分引上げの届出がされた場合には、配偶者は、積極財産及び相続債務のいずれについても引上げ後の法定相続分によって被相続人の地位を承継することとしていることから、相続債権者など法定相続分の変動について利害関係を有する者を保護するために、前記届出がされた場合には、これを戸籍に記載するなど、届出の有無を明らかにする手段を講ずる必要があるものと考えられる。

さらに、このような制度を創設する場合には、法定相続分引上げの届出がされた後、被相続人がこれを遺言によって修正することを認めるかどうかの問題となるが、この点については、乙1案と同様、遺言による修正を禁止することまでは想定していない(前記2(3)参照)。

#### 4 民法第906条の見直しによって配偶者の貢献を考慮する考え方について

第3回部会では、民法第906条の見直しによって配偶者の貢献に応じた遺産分割を実現するという方策もあり得るのではないかとの指摘がされた。

民法第906条は、遺産の分割にあたり、個々の相続人の具体的相続分に従った分割を行うことを前提に、個別的な事情を考慮することにより共同相続人間の衡平を実現する遺産の配分がされることを期待して、遺産分割の指針を示す意図で設けられた規定である。協議及び調停による遺産分割においては、相続人全員の合意で相続分と異なる割合での分割をすることが可能であることから、同条で挙げられた考慮要素がある程度の指針となり得る。これに対し、審判による遺産分割について、同条は法定相続分の変更を許す趣旨ではないとの解釈が一般的である。

配偶者の貢献に応じた遺産分割を実現するために、遺産分割において考慮すべき要素として「被相続人の財産の形成又は維持に対する寄与の程度」などの文言を民法第906条に追加するという方策も考えられる。もっとも、仮に同条の法的性質を変更しないのであれば、審判による遺産分割の場合においては、あくまでも具体的相続分に従った分割の範囲内で考慮されるに過ぎず、また、協議や調停による遺産分割の場合においては、共同相続人の指針として機能することがあり得るとどまり、配偶者の相続分そのものを変更する前記方策と比較すると、その実効性に乏しいものと思われる。

他方で、民法第906条の性質を変更し、家庭裁判所は同条を根拠に裁量によって法定相続分を変更することができるものとした場合には、法定相続分を変更することができる場合の要件を明確に定める必要があるほか、その変更割合についても、どのような基準に基づいて判断することになるのか、その判断指針を明確にする必要があるものと考えられるが、そのような要件を適切に設定することができるかという問題があるものと考えられる。この点について適

切な基準を設けることができないまま、このような制度を設ければ、相続債権者等の第三者の利益を害するだけでなく、相続制度に対する国民の信頼を失うおそれもあると考えられる。また、このような考え方を採った場合には、同条と寄与分制度との関係をどう整理するのかという問題も生ずるものと考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

## 第2 被相続人の療養看護等に努めた者に寄与分を認めるための方策

民法第904条の2第1項に加え、新たに次のような規定を設けるものとする。

- ① 被相続人が療養看護又は扶養を要する状態にあった場合において、相続人の中に、無償で被相続人の療養看護をし、又は被相続人を扶養した者（以下「寄与者」という。）があり、その寄与の程度が他の相続人（同一の身分関係を有する相続人に限る。以下、単に「他の相続人」という。）と比較して著しく高いときは、寄与者と他の相続人の協議又は家庭裁判所の審判により、寄与者に寄与分を認めることができる。
- ② 寄与者に①の寄与分を認める場合には、
  - ア 寄与者の相続分は、現行の規律によって算定した相続分に①の寄与分を加えた額とする。
  - イ 他の相続人の相続分は、現行の規律により算定した相続分から①の寄与分（注）を控除した額とする。
- ③ ①の寄与分について相続人間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、寄与者の請求により、寄与者又は他の相続人の寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

（注）比較対照される他の相続人が複数いる場合には、②の控除額は、①の寄与分の額を他の相続人の人数で除した額とする。

### （補足説明）

#### 1 前回案からの修正点

前記方策は、被相続人の療養看護又は扶養による寄与について、寄与者と他の相続人との間で、寄与の程度に著しい差異がある場合には、その寄与が「特別の寄与」といえない場合でも、寄与分を認めるものであり、基本的には、部会資料3に掲げた考え方（以下「前回案」という。）と同様のものであるが、前回案からの修正点は、以下のとおりである。

すなわち、まず、前回案では、相続人間の相対的比較を行う場合に、子同士のように同一の身分関係を有する相続人間に限るかどうかについては、問題点を指摘するに留めていたが、第3回部会では、子同士や兄弟姉妹同士のように、同一の身分関係にある相続人間であれば、寄与の程度を比較することは可能で

あるが、配偶者の負う扶助義務や婚姻費用の分担義務と直系血族及び兄弟姉妹の負う扶養義務とは通常期待される程度が大きく異なるため、身分関係が異なる相続人間での比較は容易ではないとの指摘がされた。

このような指摘を踏まえ、前記方策では、同一の身分関係を有する相続人間で寄与の程度に著しい差異があることを要件としている。

また、前回案では、寄与分の要件のみを記載し、この類型による寄与分が認められた場合の効果については特段記載していなかったが、今回は、この点についても、②において一定の考え方を提示している。

## 2 個別の論点について

### (1) 「特別の寄与」の要件を求めない寄与の類型について

前記方策は、扶助義務や扶養義務を負っている者が行った療養看護又は扶養による貢献については、他の類型による貢献と異なり、当事者間の身分関係から当然に行われるべき行為と判断されることも多く、「通常期待される程度を超える貢献」があったとの認定がされにくいことを根拠とするものである。そこで、前回案と同様、その対象となる行為類型には、療養看護による寄与のほか、扶養による寄与も含めることとしている。

### (2) 「被相続人の財産の維持又は増加」の要件について

現行の寄与分制度においては、「被相続人の財産の維持又は増加」があったことが寄与分の要件とされているが、第3回部会では、新たな制度においてもこの要件を維持するかどうかによって制度趣旨が変わることになるので、この点については慎重に検討すべきであるとの指摘がされた。

被相続人が療養看護や扶養を要する状態にある場合に、相続人が無償で療養看護をし、又は被相続人を扶養すれば、被相続人の財産は当然に維持又は増加することになると考えられるから、いわゆる療養看護型又は扶養型の寄与について、被相続人の財産の維持又は増加とは無関係に寄与分を認めるか否かは、結局のところ、「被相続人が療養看護や扶養を要する状態にあったこと」を要件とすべきか否かに帰着するものと考えられる。

この点について、第3回部会では、相続人の寄与によって被相続人の財産がどの程度維持又は増加したかという点は寄与分の額の算定において重要な考慮要素であり、この点を問わないこととした場合には寄与分の額を定める際の基準が現行法と比較して不明確なものになるおそれがあるとの指摘がされるなど、被相続人の財産の維持又は増加と無関係に寄与分を認めることについては、否定的な意見が多かったところである。

また、療養看護や扶養による寄与については、当該相続人が現実に支出した医療費・入院費等の額や、被相続人が支出を免れた費用等を基準とすることにより、当該相続人の寄与を金銭的に評価し、「被相続人の財産の維持又は増加」があったか否かを判断することは可能であると考えられる。

そこで、前記方策においては、寄与分の要件として、「被相続人が療養看護又は扶養を要する状態にあったこと」及び「相続人が無償で被相続人の療養

看護をし、又は被相続人を扶養したこと」を掲げることにより、被相続人の財産の維持又は増加と無関係な寄与は、寄与分の対象とはならないことを明らかにしている。

### (3) 寄与分が認められた場合の効果等について

現行の寄与分制度では、寄与分が認められると、相続財産（厳密には、具体的相続分算定の基礎となる財産）からその寄与分が一旦控除され、その控除後の相続財産（みなし相続財産）の額を基準にして、法定相続分等の割合に従い各相続人の相続分を算定した後、寄与分が認められた者については、予め控除されていた寄与分をその相続分に加算するという取扱いがされている（民法第904条の2第1項）。

しかし、前記方策についてこれと同じような取扱いをすると、以下のような問題が生ずるものと考えられる。すなわち、例えば、被相続人の子として、A、B、Cの3名がおり、Aの寄与の程度が最も高く、Cの寄与の程度が最も低い場合において、AC間には寄与の程度について著しい差異があるが、AB間及びBC間にはそこまでの差異はないという事案では、現行法と同様の取扱いをすると、AC間の寄与の程度に著しい差異があることによってAについてのみ寄与分が加算される結果、AB間には寄与の程度にそこまでの差異はないにもかかわらず、Bの具体的相続分は、Aよりも少なくなり、しかもCと同額になるが、このような結果はBの利益を不当に害するものと考えられる。

そこで、前記方策では、相対的な比較を行った相続人間（前記事案では、AC間）でのみ相続分の調整をするとし、前記方策による寄与分については、比較対照の相手方である相続人の相続分からこれを控除することとしている。

なお、第3回部会では、前回案についても、無償で近親者が療養看護等を行うことについてインセンティブを与えることにつながり、あるいはそのようなメッセージを社会に発することになり得るが、このような方向性が高齢化社会を迎えた我が国において目指すべき姿といえるのかという点については慎重な検討が必要であるとの指摘がされた。寄与分が認められた場合の効果を②のようなものとする、療養看護等をあまりしなかった相続人を法的に非難しているかのように受け取られ、よりメッセージ性が強まるとも考えられる。

これらの点を考慮すると、前記方策のように、相続人間の相対評価をするのではなく、相続人の中で被相続人の療養看護に最も貢献した者であって、その者の貢献と他の相続人の貢献との間に一定の差異がある場合には、その寄与が「特別の寄与」に該当しなくても寄与分を認めることとし、寄与分が認められた場合の効果は現行法と同様にすることも考えられる。もっとも、その場合には、その差異がどの程度あることを要件とすべきかという困難な問題が生ずるほか、前記のような場合には、そもそも現行法の下でも寄与分

を認めることができる場合が多いと考えられ、新たな制度を設けることにどれだけの意義があるか疑問もある。

これらの点について、どのように考えるか。

#### (4) 扶養料の求償等の手段による解決について

第3回部会においては、いわゆる療養看護型や扶養型による寄与については、寄与分制度ではなく、扶養料の求償等の別の枠組みによって解決を図ることについても検討すべきであるとの指摘がされたが、この点については、後記第3の「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」のところで、併せて検討している。

### 第3 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

#### 1 新たな制度を設ける必要性が高い類型について

第3回部会では、相続人以外の者の貢献を考慮するための新たな制度を設けるかどうかを検討するに当たっては、まず、その前提として、現行法上、親族に対して扶養又は療養看護をした者がどのような法的手段を採ることが可能なかを整理する必要があるとの指摘がされた。

そこで、以下では、現行法上採り得る手段（契約の成立が認められる場合を除く。）について、被相続人が自分の資産又は労力では生活をするできない状態（要扶養状態）にあった場合とそのような状態にはなかった場合とに分けて検討した上で、それぞれの場合についてどのような方向性での見直しが考えられるか検討することにする。

なお、ここで、「扶養」とは、自己の資産や能力だけでは生活することができない者に対して現物又は金銭を供給することによって養うことをいい、「療養看護」とは、疾病や障害がある者を看護・介護することをいう。

##### (1) 被相続人が要扶養状態にあった場合

###### ア 相続人やその他の親族が経済的な援助（扶養料の支払）をした場合

被相続人が要扶養状態にある場合には、被相続人に対して経済的な援助を行うことが必要となるが、扶養義務者が被相続人を扶養した場合には、現行法上も、他の扶養義務者に対する立替扶養料の求償が認められている。具体的には、その扶養をした者は、家庭裁判所に対し、各扶養義務者の分担割合を定めることを求める申立て（家事事件手続法第182条第3項）をし、審判等によって各扶養義務者の負担割合が定められた後に、それを前提として、他の扶養義務者に対し、各自の負担部分について償還を求められることができることになる。

また、扶養義務を負わない親族が被相続人を扶養した場合には、その親族は、扶養義務者に対し、事務管理又は不当利得を原因として、立替扶養料の請求をすることができると考えられる。

以上のとおり、相続人やその他の親族が要扶養状態である被相続人を扶養した場合には、現行法上も、その者が扶養義務を負うか否かに関わらず、

他の扶養義務者に対し、立替扶養料の償還を求めることができるものと考えられるため、このような場合を対象として新たな制度を設ける必要性はさほど大きくないものと考えられる。

もっとも、扶養をした者が相続人である場合には、立替扶養料の求償という手段のほかに、寄与分の申立てをすることも可能であるが、扶養をした者が相続人でない場合には、立替扶養料の求償という手段しかないため、扶養義務者が扶養可能な経済状態にない場合など、扶養義務者に対する求償が認められない場合も生じ得ることになる。このため、そのような場合に、相続人でない者にも、相続財産について権利行使を認める新たな制度を設ける必要性は一定程度あるものと考えられる。

#### **イ 相続人やその他の親族が被相続人に対して療養看護等の事実行為をした場合**

これに対し、要扶養状態にある被相続人に対して療養看護等の事実行為をした者が扶養義務者に対して償還を求めることができるかどうかについては、学説上も争いがあり、実務上も、療養看護等の労務を金銭的に評価して扶養料の求償を認めた裁判例は見当たらない。

そこで、本人が要扶養状態にある場合には、療養看護等の事実行為をした場合（いわゆる引取扶養をした場合）でも、扶養義務者に対して償還を求めることができることを明確にする観点から、扶養制度の見直しをすることが考えられる。

もっとも、この問題は、もともと、一定の親族が被相続人の療養看護等をしたにもかかわらず、その者が相続人でないために遺産の分配を受けることができないことによる不公平を問題とするものであるが、このような問題の多くは、通常、被相続人が要扶養状態にはないが、要介護状態にある場合（後記(2)イ）に生ずるものと考えられ、前記のような扶養制度の見直しだけでは、問題の多くが解決されないまま残ることになるものと考えられる。

他方、療養看護等の事実行為をした者が相続人である場合には、被相続人の死亡後に寄与分の申立てをすることが可能であるが、療養看護等の事実行為をした者が相続人でない場合には、これに相当する手段はない。このため、相続人でない親族が被相続人に対して療養看護等の事実行為を行った場合を対象として、相続財産について権利行使を認める新たな制度を設ける必要性は一定程度あるものと考えられる。

#### **(2) 被相続人が要扶養状態になかった場合**

##### **ア 相続人やその他の親族が経済的な援助をした場合**

被相続人が要扶養状態になかった場合には、現行法上、被相続人に対し経済的な支援をしたとしても、これを扶養義務者に求償することはできない。また、このような場合に、扶養義務者に対する求償を認める法的根拠を合理的に説明することは困難であり、このような観点から現行の扶養制

度を見直すことは極めて困難であると考えられる。したがって、このような事案について、扶養制度の見直しによって問題の解決を図るのは困難であると考えられる。

これに対し、被相続人が要扶養状態にない場合でも、相続人やその他の親族が被相続人に対して経済的な支援をし、これによって相続財産の維持又は増加に寄与しているときは、相続財産に対して一定の権利行使を認める方を講ずることはあり得なくはないとも思われる。しかし、現行の寄与分制度においても、一般に、被相続人が要扶養状態になかった場合には、寄与分は認められない場合が多いといわれており、このような運用を見直した上で、さらに相続人でない親族が経済的に支援した場合を対象として、相続財産について権利行使を認める新たな制度を設ける必要性は乏しいものと考えられる。

#### イ 相続人やその他の親族が療養看護等の事実行為をした場合

他方、要扶養状態にはないが、身体的に介護や療養を要する状態（要介護状態）にある被相続人に対して無償で療養看護等の事実行為をした者が、被相続人の生前に一定の範囲の親族に対して採り得る法的手段は、現行法上存在しないものと考えられる。

そこで、現行の扶養制度を見直し、このような場合を対象として、一定の範囲の親族に対する求償を認める新たな制度を設けることが考えられる。

しかし、このような制度を設けるためには、その前提として、一定の範囲の親族について、要介護状態にある者に対する療養看護義務ないし介護義務を認めることが必要になると考えられるが、要介護状態にある者が介護事業者等の第三者に療養看護等を依頼するに足りる資力があるにもかかわらず、一定の範囲の親族に対してこのような義務を認めることには異論が強いものと考えられる。したがって、このような事案について、扶養制度の見直しにより前記問題を解決するのは困難であると考えられる。

他方、このような場合であっても、要介護状態にある者が死亡した場合に、その相続財産に対して一定の権利行使を認めることについては相応の合理性があるものと考えられる。この点については、療養看護等の事実行為をした者が相続人である場合には、現行法上も寄与分の主張をすることが可能であるが、これが相続人でない場合には、特段の法的手段は存在しないと考えられる。そこで、相続人でない親族についても、相続財産について権利行使を認める法的手段を新たに設ける必要性はあるものと考えられる。

#### (3) まとめ

以上のとおり、現行法の下では、相続人でない親族が被相続人に対して無償で療養看護等の事実行為をした場合に採り得る法的手段がない点が最も問題であるが、このような場合に、一定の範囲の親族に対する求償請求を当然

に認めるのは困難であると考えられる。

そこで、次に、このような場合を対象として、被相続人が死亡した場合に、その相続財産について一定の権利行使を認める制度を設けることが考えられる。すなわち、このような方向性は、要介護状態にある被相続人に対して療養監護等の事実行為をした者について、被相続人の生前に、被相続人やその親族に対する権利行使を認めることは相当でないとしても、被相続人が死亡した場合に、その責任財産の範囲で、一定の権利行使を認めることには相応の合理性があるとの価値判断に基づくものである。そして、このような価値判断を前提として新たな制度を設ける場合には、原則として相続財産に法人格を付与していない現行制度を前提とする限り、その手段としては、㉗遺産分割手続の中でその清算を求めることを認めるか、㉘相続人に対して一種の有限責任を認めるかのいずれかになるものと考えられる。

もっとも、㉗の手段については、第3回部会において、相続人でない者に遺産分割手続への関与を認めると、例えば、相続人間では遺産分割に争いが無い場合でも、相続人でない者の寄与の有無及び程度について争いがあるために全体として紛争が解決しないなど、遺産分割に関する紛争が複雑化、長期化するおそれがあるとの指摘等がされ、これに否定的な意見が多かったところである。

そこで、以下では、前記検討結果やこれらの指摘を踏まえ、㉘の方向性で新たな方策を講ずることを検討している。

## 2 考えられる方策

- ① 被相続人の直系血族若しくはその配偶者又は兄弟姉妹であって相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、被相続人について相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができる。
- ② 家庭裁判所は、①の寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、①の寄与をした者に支払うべき金額を定める。
- ③ 相続人は、②の額について、法定相続分に応じてその責任を負う。
- ④ ①の請求は、相続開始を知った時から6か月〔1年〕以内にしなければならない。

### 【別案】

- ① 被相続人が療養看護〔又は扶養〕を要する状態にあった場合において、被相続人の直系血族又はその配偶者であって相続人でない者が被相続人の療養看護〔又は扶養〕について特別の貢献をしたときは、その者は、被相続人について相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができる。
- ② 基本的に、本案の②～④に同じ。



### 3 本案について

#### (1) 基本的な考え方

本案は、被相続人の直系血族若しくはその配偶者又は兄弟姉妹で相続人でない者が被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与（注）をした場合に、相続人に対して金銭の支払を請求する権利を認めるものである。

部会資料3では、相続人以外の第三者が「療養看護〔又は扶養〕」による貢献をした場合を対象として新たな制度を設けることを検討していたが、第3回部会では、療養看護と扶養の場合のみならず、事業に関する労務の提供等で貢献した場合も想定した規律を検討すべきであるとの指摘がされた。

そこで、本案では、現行の寄与分制度と同様に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与があったことを要件として、相続人に対する権利行使を認めることとしている。

（注）現行の寄与分制度における「特別の寄与」（民法第904条の2第1項）は、一般に、被相続人との身分関係に応じて通常期待される程度を超える貢献を意味するといわれているが、寄与分が認められる場合には、被相続人との身分関係にかかわらず、一定程度を超える貢献（絶対的基準を超える貢献）があったことが前提となっており、ただ寄与分の額等を判断する上では、被相続人との身分関係に応じて通常期待される程度の貢献については法定相続分によって既に評価されているので、それをを超える部分についての評価をするという考え方もあり得るように思われる。本案における「特別の寄与」はこのような意味のものとして使用しているが、仮に、民法第904条の2第1項の「特別の寄与」がそのようなものではなく、被相続人との身分関係が遠い者ほどこれが認められやすいという関係があるとすると、本案における権利行使の主体は相続人でない者であるから、「特別の寄与」の要件が比較的容易に認められることになる。そうすると、相続人でない者の寄与分に関する紛争が増加し、紛争の長期化、複雑化を招くおそれがあるため、このような事態が生ずるのを防止する観点から、これに代わる要件を別途検討する必要があると考えられる。

#### (2) 個別の論点について

##### ア 権利行使の主体

現行の相続制度は相続人の範囲を形式的に一定の親族に限定しているが、相続人と近い身分関係の者が相続財産の形成に貢献し、又は被相続人の療養看護に尽くす事案も一定程度存在する。このような事案については、これらの者にも相続財産について一定の権利行使を認めた方が実質的公平に資するものと考えられる。前記1のとおり、本案は、このような事案を対象として、現行の相続制度が形式的に相続人を定めていることに伴う不都合を修正する制度としての意義を有するものである。このような制度趣旨に照らすと、権利行使の主体についても、基本的には相続人に準ずる法的地位にある者、すなわち現行の相続人と近い身分関係の者に限定するこ

とが相当であると考えられる。

他方、本案は、寄与の類型を現行の寄与分と同様にしているところ、特に被相続人の事業に関する貢献は、被相続人の兄弟姉妹にも認められる場合が相当程度あるものと考えられる。

これらの点を踏まえ、本案では、権利行使の主体を被相続人の直系血族若しくはその配偶者又は兄弟姉妹であつて相続人でない者としている。

#### **イ 権利行使の相手方**

前記のとおり、本案では、遺産分割手続との併合を強制することによる不都合を回避する観点から、これとは別個独立の手続において権利行使を認めることとしており、必ずしも相続人全員を相手方とする必要はないため、各相続人に対する個別の権利行使を認めることとしている。

#### **ウ 権利行使の手続**

前記のとおり、本案では、この手続における紛争を遺産分割に関する紛争とは分離して解決することを許容しているが、この手続の相手方は遺産分割事件の当事者に含まれるから、家庭裁判所の裁量的判断により遺産分割事件と併合することは当然に可能であり、これによって、遺産分割事件との一回的な解決を図ることもできることになる。

また、相続人にとっても、相続人以外の親族からの請求があるかどうかによって遺産分割協議の内容も変わってくるものと考えられることから、紛争の長期化を回避するためには、本案による権利行使が可能な期間を限定する必要があると考えられる。この期間をどの程度とすべきかについては様々な考え方があり得るが、被相続人の財産の維持・形成に特別の寄与をした者であれば、比較的容易に被相続人の死亡を知ることができる場合が多いと考えられること等に照らすと、権利行使の機会の保障としては比較的短い期間でも足りると考えられる。そこで、本案では、請求権を行使することができる期間を「相続開始を知った時から6か月〔1年〕以内」としている。

#### **エ 各相続人に対する請求金額について**

現行の寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができないこととされ（民法第904条の2第3項）、遺贈された財産について寄与分を認めることはできないこととされている。これは、寄与分はあくまでも相続人間の内部関係において主張し得る性格のもので、遺産分割の対象財産についての取り分を認めるにすぎないことを明らかにしたものと考えられる。

本案は、相続人以外の者についても現行の寄与分と同様の要件の下で権利行使を認めるものであるから、少なくとも寄与分が認められる相続人よりも有利な地位を認めるのは相当でないが、相続人以外の者は、相続債務は一切承継しないことになるため、権利行使の範囲を検討するに当たっては、この点を十分に考慮する必要があることになる。すなわち、本案にお

いても、現行の寄与分と同様の制限（民法第904条の2第3項）しか設けないこととすると、例えば、相続財産が債務超過である場合には、相続人は、寄与分が認められる場合でも相続債務を弁済した後には自分の手元に財産が残らない事態が生ずるのに対し、相続人以外の者については、相続債務を承継しない結果、寄与分に相当する額が手元に残ることになり、結果的に相続人よりも有利な地位に置かれることになって相当でないと考えられる。

このため、本案による場合には、民法第904条の2第3項による限定では足りず、相続人以外の者の寄与分は、⑦相続開始時における純資産額（積極財産から相続債務を控除した残額）の範囲で定めることとするか、⑧相続人の遺留分を侵害しない範囲で定めることとするなどの方策を講ずる必要があるものと考えられる。なお、権利行使の範囲についてこのような限定を設けることとすると、相続財産の範囲やその価額がある程度明らかにならない限り、相続人以外の者の寄与分の額を算定することができず、紛争が長期化するおそれがあるが、本案は、相続の機会に、相続人以外の第三者にも特別に権利行使の機会を付与するものであり、相続財産の範囲や価額がある程度明らかになるまで寄与分の額を算定することができないとしてもやむを得ないと考えられる。

このようにして、相続人以外の第三者が取得する寄与分の額が定められた場合には、次に、各相続人がこれをどのように負担するかが問題となるが、前記1のとおり、本案で認められる権利が本来は相続財産に対して認められるべき性質のものであり、これとは無関係に相続人（あるいは扶養義務者）に請求できる性質のものではないこと等に照らすと、その負担割合は、法定相続分によることとするのが相当であると考えられる（注）。

（注）遺言によって相続分の指定がされた場合については、各相続人は指定相続分に従って責任を負担するという考え方と、この場合にも法定相続分によって責任を負担するという考え方があり得るように思われるが、どのように考えるか。

#### 4 別案について

別案は、前記1のとおり、現行法の下では、相続人以外の第三者が要介護状態にある被相続人に対して療養看護等の事実行為をした場合に採り得る法的手段がないこと等を踏まえ、直系血族又はその配偶者がこれらの行為をしたことを要件として、相続人に対する権利行使を認めるものである。

別案においては、寄与の対象となる行為を療養看護等に限っていることから（注）、請求権者の範囲についても、一般に、療養看護等の事実行為を無償で行うことが多く、有償契約の締結等の手段を用いることが困難な者に限定する必要があるものと考えられる。

そこで、別案では、直系血族又はその配偶者に限って権利行使を認めることとしている。

その余の点については、基本的には、本案で検討したことがそのまま当ては

まるものと考えられる。

(注) 前記1のとおり，相続人以外の第三者が要扶養状態にある被相続人を扶養した場合でも，扶養義務者の資力等によっては求償請求をすることができない場合も生じ得ることから，別案における寄与の対象となる行為については，療養看護等の事実行為のほか，扶養による寄与を含めることも考えられる。